魚沼市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定等業務委託仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和４年魚沼市告示第１５９号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

1. 業務目的

本業務は、国や県の定める障害者に関する福祉施策の動向、魚沼市総合計画や地域福祉推進計画等関連する既存計画を参照し、本市の障害児者をめぐる環境の変化やニーズを把握するとともに、第５期魚沼市障害者計画・第６期魚沼市障害福祉計画・第３期魚沼市障害児福祉計画の見直しを行い、本市における新たな障害者施策の基本的方向・実施施策や障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの目標量を定め、第６期魚沼市障害者計画、第７期魚沼市障害福祉計画及び第３期魚沼市障害児福祉計画（以下、「本計画」という）を策定することを目的とする。

2. 業務内容

委託番号：5 魚福委第 2 号
業 務 名：魚沼市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定等業務委託
履行期間：契約締結の日から令和６年３月３１日
履行場所：魚沼市　小出島　地内

3. 計画の期間

令和６年４月１日～令和９年３月３１日（３年間）

4. 委託内容

（１）団体ヒアリング調査

関係団体へのヒアリング調査の支援、調査結果のとりまとめを行うこと。

（２）基礎資料の作成

国や県、市の各種統計や、既に実施済の「福祉に関する住民意向調査」の結果報告書等の内容を踏まえ、市と協議のうえ、本計画の期中やそれ以降における障害者数の推移の予測、その他本計画の策定のために必要な各種資料を作成する。また、本計画の策定に関係する国の通知や指針、制度改正等の内容について情報収集を行い、市へ情報提供を行うこと。

（３）市の施策・事業の実施状況の分析、評価等

現行の計画における障害者施策の実施状況の分析、評価を行うこと。
併せて、（１）の資料に基づき、課題をとりまとめ、本計画において重点的に取り組む事項等を検討する。

（４）基本理念の設定

本市の総合計画、地域福祉計画等上位計画の内容を踏まえ、本計画の基本理念を設定する。

（５）事業推計の支援

ア　障害者総合支援法及び児童福祉法で規定する障害福祉サービス等の種類ごとの見込み量を設定する

イ　サービス見込み量の確保策を設定する。

（６）本計画の骨子案・素案及び概要版の作成

課題を踏まえた施策の方向性や数値目標等を記載した計画素案等を作成し、内容の協議を行う。

（７）計画策定委員会等運営支援（３回程度を予定）

検討項目の抽出や意見集約、会議資料の作成支援を行う。

（８）パブリックコメントに関する支援

計画素案についてのパブリックコメントを市が実施するにあたり、市民団体等から寄せられた意見の整理・集約、助言、計画案への反映等の支援を行う。

（９）本計画の原稿作成及び印刷

市と内容を協議の上、本計画の原稿を作成し市へ提出する。図表グラフなどを活用し、レイアウトに工夫を凝らし、解りやすく読みやすい誌面となるよう工夫すること。(6.「成果品」参照)

5.　成果品

（１）第６期魚沼市障害者計画、第７期魚沼市障害福祉計画及び第３期魚沼市障害児福祉計画（概要版）

頁数・紙質：Ａ３、両面印刷、二つ折り

印刷：　１色刷り

部数：２００部

（２）第６期魚沼市障害者計画、第７期魚沼市障害福祉計画及び第３期魚沼市障害児福祉計画

頁数・紙質：Ａ４、表紙及び裏表紙は厚紙、１００頁程度（資料編を含む）

印刷：表紙カラー、モノクロ製本

部数：２００部

（３）各種電子データ

本計画及び概要版の電子データ一式を CD-ROM 等の電子記録媒体に記録し納入する。

（４）提出場所

魚沼市役所市民福祉部福祉支援課

6.　個人情報の取り扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成１５年法律第５７号)、及び魚沼市委託契約条項（令和４年魚沼市告示第１５９号）別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。

7.　その他

・業務遂行に必要な数値、データ等は魚沼市が提供する。

・成果品に関する著作権はすべて魚沼市に帰属するものとする。

・受託業務に係る打合せ・会議等は原則として魚沼市で開催するものとし、打合せ・会議等は３回程度行う。

・業務遂行にあたり、個人情報を取り扱うことから、プライバシーマークの認証を取得していること。

・受注者及び業務などの従事者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

・策定業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業に係る費用は受注者の負担とする。

・この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

以上